

2024 年度（第 24 回）秋季ジュニアゴルフ選手権

ローカルルールと競技の条件

日時：2024 年 9 月 20 日(金) 8:26 スタート

場所：青森カントリー倶楽部

標記競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で東北ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド (www.jga.or.jp に掲載) と R&A によって 4 半期ごとに更新される詳説 (www.jga.or.jp に掲載) をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは 2 罰打）。

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球はアウトオブバウンズとなる。
- (3) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。
- (4) 十和田コース No.1、八甲田コース No.9 において球が現にプレーするホールの白(杭・線)を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合、その球はアウトオブバウンズとする。
- (5) 特設ティの設置されている、十和田コース No.1・No.3、八甲田コース No.1・No.9 番ホールにおいては、4 打目からプレーする。他の選択肢は無い。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (1) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界線まで達し、その境界線と一致する。
- (2) 十和田コース 6 番ホール左にある神社はプレー禁止区域である。そのプレー禁止区域からは、17.1 d・17.2 に基づいて罰ありの救済を受けなければならない。
- (3) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
むつ湾コース No.3・No.8、十和田コース No.4・No.7 において、レッドペナルティーエリアに球が入った場合は、ドロップゾーンエリアから 3 打目でプレーする。他の選択肢は無い。
- (4) むつ湾コース No.7、八甲田コース No.2 において、黒縞入り黄色杭を超えたときは、球のある地点からホールに近づかず、境界線から 2 クラブレンジス以内にドロップし、1 打罰を加えてプレーすること。
- (5) 八甲田コース No.5 の黒縞入り超えた時は、元の位置から打ち、打数を加算すること。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：車両の移動による損傷）。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。

- ④ パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアにペイントされた線やドット（ヤーデージマーキングなど）は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる修理地として扱われる。そのペイントされた線や穴がプレーヤーのスタンスに対してだけ障害となる場合、障害は存在していないものとして扱う。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ② 動かさない障害物によって囲まれて造園された区域（花壇や低木の植込みなど）とその区域に生長しているすべての物は 1 つの異常なコース状態として扱う。
- ③ 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第 2 段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

5. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
このローカルルールの違反に対する罰—失格
- (4) 46 インチを超える長さのクラブの使用を禁止する：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰—失格
- (5) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

6. バンカーの線の明確化

バンカーの縁は砂にペイントされた「白線」の線によって定められ白線内はバンカーである。

(ローカルルールひな型 C-1)

7. プレーの中断（規則 5.7）

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレーヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる（委員会の措置 5I）

8. 練習

(1) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習

規則 5.2b は次の通り修正する：

プレーヤーは、その日の自分の最終ラウンドのプレー終了後にそのコースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(2) ホールとホールの間の練習（規則 5.5b）

規則 5.5b を次の通り修正する：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

9. 移動（ローカルルールひな型 G6）

ラウンド中、プレーヤーはいかなる形態の動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、ラウンド中、このローカルルールの違反の罰—違反のあった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰の次のホールに適用する。

10. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.1）

- ・ 正規のラウンド中、キャディーの使用することを禁止する。この条件の違反はローカルルールひな型 H-1.1 を適用する。

* 中学生・高校生はプレー形式は歩き、スルーとなります。但し、小学生のみは、運転手付き乗用可とする。

11. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

1 位タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、青森県ゴルフ連盟により会場で公表される。

13. 競技の結果—競技の終了時点

競技の結果は競技委員長の成績発表がなされた時点、またはホームページに成績が表示された時点をもってその競技は終了となる。

14. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- ・ コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- ・ 受け入れられない言動をする
- ・ クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- ・ 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ・ ドレスコードに従わない
- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度
- ・ 主催者が要請する感染症防止対策に従わない

行動規範の違反の罰

- ・ 行動規範の最初の違反—レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁
- ・ 2 回目の違反—1 罰打
- ・ 3 回目の違反—2 罰打
- ・ 4 回目の違反や重大な非行—失格

お 知 ら せ

1. 指 定 練 習 日 : 9月9日(月)から9月19日(木)の間。
 予約は引率者または保護者が直接行うこと。ゴルフ場の都合によって、
 お断りする場合がありますので、予めご了承ください。
 9月19日(木)の最終スタートは、青森カントリー倶楽部へ確認すること。
2. 組合せ : 競技当日 8:26 3人組 中学生・高校生 十和田→むつ湾
 スタート時刻 競技当日 8:26 3人組 小学生 八甲田→十和田コース
3. 開場時間 : 競技当日 6:30 フロントでサイン願います。
4. 練習場 : 練習場は指定練習場にて行い、打撃練習場においては、備え付けの球を使用
 し、スタート前の練習は1人 — 個 (— 円) を限度とする。
5. レストラン・軽食 : 2階レストランの利用は競技終了後、可とします。
ハーフ終了後の軽食・飲み物の提供はいたしません。ご自身で準備願います。
6. 表彰式 : 2階レストラン
7. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。
8. ゴルフ利用税 : 18歳未満及び70歳以上の選手の方は、ゴルフ利用税が免税となります。
 証明書を持参のうえ、フロントへ提示願います。
9. 携帯電話の : プレーヤーズ版規則書がアプリに変更となったため、競技中にアプリを使用
 利用 する場合は、携帯電話の使用を認めます。(マナーモードに設定のこと)
 また、競技中の通話は認めません。
10. 禁煙・喫煙 : ゴルフ場内での喫煙はタバコ・電子タバコ類は灰皿の設置場所のみとし、
 それ以外(乗用カート含む)は全て禁煙とする。現認した場合は注意をするが、
 守らずに再三の注意を受けた場合は、競技委員会で行動規範に準じた取扱い
 による警告、制裁を課すことがある。(成人で競技関係者全て対象)
11. その他 : 大会成績等閲覧はホームページ (<http://www.tga.gr.jp>) をご利用願います。
12. 欠場連絡方法 : 欠場する場合は欠場届を提出すること。(必須)
 加盟倶楽部会員
 所属倶楽部を通じて、ホームページより欠場の登録をすること。
 加盟倶楽部会員以外
 青森県ゴルフ連盟事務局宛 (大会期間中は開催コース内大会本部 (連盟)
 に FAX で送付すること。
 電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。
無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮し
 たうえで、最大で翌年12月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科
 することがある。

青森県ゴルフ連盟